

平成30年度第1回米子市農業委員会臨時総会議事録

招集年月日 平成30年4月24日(火)
招集場所 米子市役所 603会議室
開 会 午後1時30分
出席農業委員 1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員
6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員
12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理)
18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員 8番 木村美紀委員 17番 森中喜輝委員
出席推進委員 大田正夫委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 田中英省委員
高西早苗委員
事務局 宅和事務局長 日浦係長 山本主幹 高田主幹
傍聴人 なし
日 程 1 農地法各条申請地現地調査
2 会長あいさつ
3 議事録署名委員の指名
4 議事
(1) 農地法各条申請審議等
ア 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について
(2) その他
議事開始 午後2時50分

議長（高西会長）

それでは、第1回農業委員会臨時総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

議長（高西会長）

それでは、議席番号4番の伊塚委員と議席番号5番の遠藤委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席は木村委員、森中委員です。

議長（高西会長）

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、4ページ番号12の奥谷について審議します。

担当委員さんから説明をお願いします。

遠藤農業委員

先ほど現地調査で見ていただいた土地です。岩佐推進委員から説明します。

岩佐推進委員

12番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、さきほど見られた奥谷の田で、面積は709平方メートルです。申請人は、申請地に太陽光発電施設の建設を計画したのですが、一部の隣接農地所有者からの同意及び農事実行組合からの同意を得ることができませんでした。理由は誓約書のとおりとなります。太陽光発電施設については、現地を見ていただいたとおり、基本的に雨水を浸透処理させる予定になっております。また、フェンスの外側に素堀りがあり、浸透処理できなかった雨水は、市の水路に流れるようになっています。これもさきほど現地で説明済みです。素堀りの管理に関しては、地権者が随時管理をすると現地確認のときに地権者から聞い

ております。フェンスの高さは1.2m。また、現状のまま利用するため、管理については、1年に4回草刈りをする予定で、パネルに何か問題があれば情報が入るシステムとなっており、業者も〇〇に支店があるので、すぐに現地を確認できると聞いています。また、太陽光の設置をするための住民説明会も開き、説明をしましたが、ご理解いただけなかったため、もう一度説明会を予定しましたが、取り合ってもらえなかったことも伺っております。申請地は、規模が10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地に該当します。以上のことから、現地を見られたことも踏まえ、審議をお願いします。

遠藤農業委員

説明させていただきます。現地で説明しましたように、畑ですけど、そのまわりの畑は、耕うんがしてあったところだけが野菜を作っておられます。住宅の方は向こう側すべての同意をいただいていると。田んぼの方から、同意が得られないということです。ため池の水を利用しておりますが、上にあるため池がいつかわからないですが、埋められる予定だと聞いています。以上です、審議よろしくをお願いします。

議長（高西会長）

地元委員さんのお考えとしてはどうですか。

遠藤農業委員

どちらも利害がありますので、あの。

議長（高西会長）

そんなことではなく、委員は利害がではなく、中立でやってもらわないといけません。直接は関係ないですが、参考までに言いますと、昨日、県の農業会議がありました。それで岩美町から先月も出ていましたが、いろいろ問題があって、時間がないので読みませんが、農業会議からいろいろ指摘事項を岩美町の農業委員会に、事業者にこういうことをきちんとしなさいと。フェンスのこと、それからいろいろ諸々ありまして、それで今回指摘を受けて出されたのは、20年後に撤去しないといけないですから、撤去及び現状の回復に係る費用は、発電から5年間に年間受電収入の4パーセントを銀行口座に積み立てて総額〇〇円を確保すると。それから、その地権者の方が、自分のところ

で協議会みたいなのを作っておられて、そこに年間〇〇円を、協力金といえはおかしいですがお金を出すと。それで、組織してもらえる団体の中で、排水はいろいろされたり、それで、法面の草刈りや泥上げのために〇〇円を協力金として出すと。そういうこともいろいろ出ましたけど、最終的には、農業会議では通りませんでした。どんなことかと言うと、諸々ありましたが、〇〇円の積立金を積み立てても、その事業者が倒産したらどうなるのか、それから、銀行に積み立てるというけども、誰が確認するのか等いろいろあってですね。例えばそんな具合だったら、基金を岩美町に積んでいただくとかもありではないかということで。最終的には不適當ということも言わんけども、取りあえず、一度これは取り下げさせて、事業所や地権者とよく話をして再度申請してほしいということで、先日は通りませんでした。もう一度事業所や地権者とよく話をして、再度申請してほしいということです。不適當とか許可できないということを農業会議で決めてしまえば、後にいろいろ事業所や地権者の人が困られるのではという配慮の中で、そんな具合になってきたと思っています。それで、県も非常に不勉強で、質問をされてもよく答えられませんでした。課長が来ていましたが。それで、上場会長が他県でもいろいろなメガソーラーについての問題があると。それで、県独自で条例を作ったり、作ろうとしたりするところもあるので、鳥取県としてもきちんとした県の考えを決めて、こういうことが無いように、きちんとしたことを県も答弁できるように、きちんとした基本の考えといえますか、それを作らせるので、時間をとということでした。ですから、地元委員がどう考えておられるのかということが一番大事だと。それから何かあって問題があれば、昨日も話が出ましたが、その責任は県の農業会議が責任を持つことになりませんので、その前に岩美町の農業委員会に責任持たないといけません、持てるのかというようなことも出ました。ここで仮にそういうことがあれば、まず地元委員にある程度の考えをきちんと聞いておかないといけんと思っています。それから、事務局でこの施工業者の方と地権者の〇〇さんと出会ってですね、これは来てもらったわけではないが、後で話が出ますが、淀江町中間の問題で、施工業者が一緒でしたので、〇〇さんが同行して来られたもので、それでもう一度よく話し合ってみられたらということと、それから地元で遠藤委員さんと推進委員さんがおられるので、二方にもう一度相談をされたらということをお助けしましたが、ちょっと無理ではないかということです。遠藤委員さんから説明がありましたが、ため池をいつ頃かわかりませんが埋める予定というものですから、私も現地は今日初めて見ましたが、それで〇〇さんに、それなら隣地の農地が遊休化していれば、いろいろ相談をされて、その地域全部で計画されたらどうですかとも話しました。私も現地を見て分かりましたが、あそこはちょっと無理かなということを感じました。いろいろお助けはしましたが、結果は地元委員さんが言われたとおりですが、地元委員さんの考えは、まずお聞きしとかなないといけないのではと思います。みなさんはどう思われましたか。

遠藤農業委員

いずれにしても土地の所有者〇〇さんは地上権の設定を進めているということであり、まわりの〇〇さんは同意できないということです。いずれにしても、農業委員会の結論に任せたいと思います。地元委員としてどちらにして欲しいということはありません。農業委員会で決定になればそのとおりだと思っています。

議長（高西会長）

何かあったときは、事務局長、そのときは農業委員会で問題解決かな。

事務局（宅和事務局長）

営農に支障がある場合は、農業委員会が動かないといけないと思います。

お手持ちの資料に誓約書のコピーがあります。この下の方に、地権者より、農業委員会をはじめとする役所に苦情があった場合においては、事業計画者と地主において一切の処理をし、当事者間で解決することをお約束いたします。また、仮に隣接の〇〇氏より農業委員会に苦情があった際は、農業委員会から私どもにご連絡いただき次第対応いたしますというような誓約書が出ております。

議長（高西会長）

問題があるのに許可してほしい。許可が出て、問題が起きたら自分たちで解決するってことは、ちょっと引っかけります。問題があると当事者も感じているのに、許可をしてほしいということですから。そのへんがどうかなって思って、難しい判断だなと思っております。みなさん他に何か意見ありますか。

小西農業委員

この二つの案件は同じ住所で名前が違うのですね。

議長（高西会長）

施工業者と代書人が淀江町中間と奥谷も同一です。

小西農業委員

同一ですよ。

議長（高西会長）

同一というのは、代理人もですね。施工業者も〇〇の営業所ということで。

高西推進委員

事業計画書が、住所が一緒で名前が〇〇さんというのと、もう一件が〇〇さん。

小西農業委員

近隣トラブルがあった時に、どうなるか。たぶん、農業委員会に言ってくると思います、言う所がないから。このリスクを農業委員会が負えるのか、それが解決できる力があるのか、余力があるのかそういう権限があるのかということが一番問題。必ずここ言ってくると思います、トラブルは。

議長（高西会長）

農業委員会に言って来られますので。

小西農業委員

誓約書ってあるけど、どうやってこれを解決する力があるのですかと。

議長（高西会長）

言って来られるからね。県の農業会議でも最終的には岩美町の農業委員会が責任をとれるのかということで、そんな具合になったと。

小西農業委員

解決できるかどうかわからない。多分できないと思うんで、必ずここ言ってくる。ちょっと非常にリスクがある案件だなんて、両方。

吉澤農業委員

ちょっといいですか。この案件が今まで一回延びたのは、何か問題があったと思うですけども、その問題は何で、その問題が解決できてまたここに上がってきたのか。それを聞かしてもらいたということと、今言われたようにこの〇〇の会社っていうのはどんな会社なのか。名前が二つあるような会社っていうのは会社なのかなっていうようなことの2点について、事務局の方から。

事務局（宅和事務局長）

まず、太陽光の事業者は個人です、会社ではなく。太陽光を施工する業者は〇〇で太陽光発電事業に関わる会社でございます。

吉澤農業委員

そうするとさっきも言われたのですけども、相手側の責任を持つ人は誰になるのですか。

事務局（宅和事務局長）

責任を持つ人は、この事業者である個人の〇〇さんと関連します地権者の〇〇さんということになると思います。

吉澤農業委員

個人の方というのはどういう方ですか。

事務局（宅和事務局長）

どういふ方かはわかりません。

吉澤農業委員

普通、転用案件で家を建てる時に、財務状況を確認するわねえ、自己資金とか。そういうものは確認されるものですか。

事務局（宅和事務局長）

それは、1円以上かかる転用でありましたら、提出をいただき確認しています。

吉澤農業委員

それは提出されていますか。

事務局（宅和事務局長）

はい。

議長（高西会長）

裏付けは、淀江町中間の件も銀行の残高証明が出ています。

事務局（宅和事務局長）

最初の質問をもう一度お願いします。

吉澤農業委員

この度総会を開かないといけなかった理由を短く。こういったことが解決したということがあれば短く。

事務局（宅和事務局長）

2月に申請書を持って来られた時は、隣接地権者の了解は取れないが、理由を書いているのでお願いしたいと、申請書を持って来られました。そこで、実際に太陽光の発電の認可はいつ頃出るのかと聞きましたが、まだ先になるという話でした。認可がまだ先であれば、もう少し丁寧に隣接地権者に説明して、了解を得られるようにできないかという話をしました。申請代理人も納得され、再度、地元の調整にあたり、奥谷については、農事実行組合の集まりを開いてもらって、説明会をされたようです。ただ、そこでも納得が得られなかったということでした。その後、地権者と施工業者が現地で地元農業委員に説明をしたいということで説明をされた後、申請書を再提出されたということです。問題が解決して出てきたとは思っておりませんが、申請をされたら受けなければならないことが、行政手続法で定まっております。農業委員会のすべき事務は、申請に対し、良いのか悪いのかという意見を申請受理日から40日以内に県に提出するというものです。必ず良いという意見書を付けて出すものでもありません。これは代理人も、いけないならいけないで意見を付けてもらっても仕方ありませんが、ということで提出されております。以上です。

議長（高西会長）

補足しますと、中間も関連ありますけど、2月に申請がありまして出た時には、取りあえず預かれと、預かってそれでこういう点がいけん、こういう点がいけんから、良く話し合われてきちんとしてから提出してくださいと、こう言ったわけです。けども直されずに、施工業者がうちに来たいと言うものですから、うちに来てもらっては困ると。誤解されることもあるし、事務局で話をということで来てもらって話をしました。そうしたら代理人が、知事に直接出すとか言うので、好きなようにと言いました。県には直接申請できないので、事務局も期間がどうか言いましたが、ここで受理しないとまたねえ。事務局が臨時総会を開いてもらいたいとお願いしてくるので、事務局のいい方法でしなさいと。一切の責任は私が持つということで、この前の総会の時に、森中委員さんがいろいろ言われましたけども。それだから、米子市の農業委員として、認めるでもない、認めないでもない、問題が有るでもない、無いでもないでは困るのです。それは誰もそんな明記しない方が楽ですが、農業委員というのはそんなものではないと思うんです。

足立農業委員

両方の人同じ〇〇の人ですが、私は今日奥谷の方に行ってみて、ああもったいない、こんないい所でなんで太陽光を付けないといけない

のかなと思いました。私の意見ですけれども、もう一度、指導っていえばおかしいですけど、話をしてもいいんじゃないですか。

議長（高西会長）

他に。

角農業委員

事務局に伺いたいのですが、事業計画書っていうものは出ていないのでしょうか。

事務局（山本主幹）

出ております。

角農業委員

普通、転用する時には必ず事業計画書を受けて、それをもとに検討する。

事務局（山本主幹）

事業計画書は付けておりませんが、委員さんに口述書で付けております。

伊塚農業委員

太陽光というのは、今までもずっと出てきたと思うのですが。それなりに理由があって近くの人、まあ農業委員会のいろんな話っていうのは、だいたい地元の人で責任ある人っていうことで、ある程度きちんと出来るんだからと、許可できたけど。すべきことができてないみたいな。

議長（高西会長）

今、わたしも見たけど、〇〇さんと〇〇さんは住所が一緒ですねえ。

事務局（高田主幹）

親と義理の息子の関係です。

議長（高西会長）

それなら最初に言うように。

吉澤農業委員

今まで一杯出ていると思いますけど、それと今回は何が違うのですか。

事務局（宅和事務局長）

今までは、排水の実行組合同意もありますし、隣接耕作者の同意もありますので、問題ないということであったと思いますが、この度は、それが出ていませんので、それがどういう理由なのか、本当に大丈夫なのかという点を、よく現地を見て、検討して意見を付けなければいけないのではないかということです。

吉澤農業委員

隣接耕作者とか親戚は、一見、仲が良さそうですが、こじれると非常にややこしくなるわけです。坊主憎ければ袈裟までというような話で。太陽光がうまくいくかどうかは自己責任なので、これを作るに当たって、隣接耕作者にどれほど迷惑がかかって、その迷惑が、今までと同じように我慢できるようなものなのか、我慢できないものなのか、出来たときにそれに対応できるのかということが、議論的になると思うけど、こういう物ができて、今まで田んぼ作っていたけど、陰になって出来ないとか。これなんか、まだ南向きですから。そういう面では、どれだけ迷惑がかかるのかということもあるのですけど。

中本農業委員

私も吉澤委員が言われるよう、臨時総会まで開いてこの案件をとということですが、農業委員会としての責任分野は、以前のものまで背負って行くのかなということが生まれて来るのです。もう一点は、会長が言われたよう、確かに地元委員の意見は大事だけど、どっちにも意見が出せないこともあるのです。案件を皆さんに説明するときに、責任を持って、問題ないのでよろしくという案件と、これはどうかという案件のときは、問題ないとは言いません。わかりにくいから、委員会に投げ出して、全体決議の中でというような、遠藤委員の言われることもよくわかります。この案件は、皆さんが、多分、元だけん難しいなとかありはせんかなということで、前々から感じるところがありました。若干、変える要素もありはしないかなという気もしますが。委員は地元を代表して責任もありますし、地元を良く知っていますので、地元優先の意見は信用したいという気はありますが、その反面、ちょっとというのがあります。

公本農業委員

遠藤委員に聞きますけど、〇〇さんと〇〇さんの地元との結びつきはどうですか。

遠藤農業委員

それはわかりません。

公本農業委員

地域との関係は何もないと。それから、足して2千平米ですが、今収入は月額で4万3千円から5千円です。年間で50万円ちょっと。〇〇万円の金をかけて、50万円の収入を得て、さあ、そんな商売を誰がするのだろうと。買い上げる電気代が当初から比べると半分です。この書類を渡されて、農業委員さんに判断してくれと言われたときに、農業委員さん、認めますか、反対ですかと言われても、私は認めたくない、そういう意味合いから反対します。

高橋農業委員

事務局、施工業者は〇〇ですか。

事務局（宅和事務局長）

施工業者は〇〇です。

議長（高西会長）

本社はどこだ。

事務局（山本主幹）

本社は〇〇県の〇〇です。

議長（高西会長）

資本金はどうだ。

高橋農業委員

インターネットで見たらすぐわかる。

議長（高西会長）

わかりました。今まで出た意見では、同意できないと。

矢倉農業委員

重複するかも知れませんが、〇〇はあちこちで営業しています。〇〇の人はオーナーですね、多分。〇〇は企画するだけです。土地があって、工事屋があって、オーナーがあって、それを一まとめにするのがこの会社のようなのです。もう一つ、今まで太陽光するのに誓約書まで出たのは記憶ではないですけど、誓約書まで出さなければいけないというのは。

議長（高西会長）

それは、わたしが出会った時に言いました。誰が責任を負うのかと。地上権と言いますが、借地ですね、地代を払う。ここでも話しましたが、〇〇さんが5千坪でメガソーラーをされて、わたしが小波上の公害委員の委員長ですから、排水問題をきちんとされて、こういうものは必要なかった。5年位になるが全然問題ない。業者に米子市にそんなのがあるから行って見てみなさいと言いました。

田中農業委員

今まで、太陽光は多くやってきていますが、今回違うのは、地元同意がないということが問題だと思います。今まで地元同意を、法的に必須かどうか知らないですが、それを要求してきて、それが整わないというのが、絶対ダメなんかと違いますか。あくまで、地元同意を付けない。そのときは認めましょうと。そういうスタンスで僕はいいと思います。ただ、地元の同意が得られないということで、やはり、折衝の中で色んな匂いを嗅いでいると思います。その中で、やっぱり判を押せないなとされていますので、非常に貴重だと思います。

議長（高西会長）

次の案件の間でも出ますが、問題があります。事務局も受けたものは、いつまでも投げておけないというわけで、それで、事務局の職員を伴って農業会議に相談したら、勘違いしないように、許可は市町村農業委員会がするわけではないと。問題点を列記し、不相当と意見を付せば、県は絶対そんなものは許可しないということを農業会議は言いました。

他に意見はありませんか。なかったら、大半の方が不相当ということです。不相当としたいと思いますがいかがでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いします。

ありがとうございました。挙手多数によりそのようにします。事務局、そのように。

議長（高西会長）

続きまして、番号13の淀江町中間について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高西推進委員

先程の案件とはほぼ同じですが、これはもう一つややこしい案件になっていますが、聞いてください。

譲受人の住所が、奥谷の案件と一緒にですが、名前は〇〇さんとなっています。譲渡人は、〇〇の〇〇さんです。申請代理人が、先程と同じ方と思われます〇〇さんです。施工業者が先程と同じ〇〇の〇〇支店、さらにもう一人、間に入っていて、申請地を50年以上管理してきた、隣畑の〇〇さんという方がおられます。地目は畑で、面積は1,380平米。農地区分は、住宅地が連たんする区域に隣接する区域内ですので、第2種農地に該当します。転用目的は、売電収入を見込んでの太陽光発電施設の設置です。

この案件では、3点について皆様の判断を仰がなければならないと思います。まず1点は、隣接耕作者の同意書がないこと。2点目は、申請書類の記載内容と現況とのかい離があることです。3点目、被害防除計画の内容がこれでよいかということです。

まず、隣接耕作者の同意書がないことに係る経緯ですが、隣接耕作者は〇〇さんです。申請地は、先程現地調査した淀江町中間でありまして、〇〇さんという方の所有地です。隣の畑の〇〇さんですが、昭和40年から今日まで半世紀以上もこの案件の畑を譲渡人である〇〇様の依頼によって、除草・耕うんの管理をずっと行ってきております。申請地の南側に続く山林、これは竹林で〇〇さんの方から竹を畑の方に侵入させないようにきつく言われたものですから、毎年ご主人と一緒に竹の根を掘ったり、竹枯らしの薬を購入して振ったりして、維持管理に苦労して来られたようです。

今年になって、長年、自分達が管理してきた〇〇さんの畑に、太陽光発電設置の同意書にハンコを押してくれと業者が来たそうでした、これは〇〇です。50年以上管理してきたこの土地に当の所有者の〇〇さんから何の挨拶もお礼の一言もないのに、同意書にハンコは押せないということで。まあ、感情的というか当然というかそういういきさつです。第1回目のこの5条申請があって、その時は委員会の方から指導があって取り下げられたのですが、その時には、次回は隣接耕作者同意のため、地権者を同伴するよう、農業委員会から依頼を受けております。後日、地権者と業者が〇〇さんを訪問しましたが、地権者の〇〇さんは一言も口を開かず、頭を下げなかったと、長年管理してきた〇〇さんは非常に憤っておられました。〇〇さんの方からは、こういう状態だから、農業委員会が間に入って何とか話がまとまるようにしてくれないかということ、4月5日、関係者が集まり、事務所で話をした時、そういった事があるかと代理人の〇〇さんに言いましたが、〇〇さんに話さないということではねつけられました。もちろん、譲受人である〇〇さんから〇〇さんには何の連絡もないということです。

2番目の申請書類の記載内容と現況とのかい離ですが、農地法第5条1項の規定による許可申請者がありますが、許可を受けようとす

る土地の所在の利用状況欄に休耕中と記載申請されておりますが、事実と反する記載です。よく管理されており、草もない状況です。

もう一つ、農地転用事業計画書を見ますと、申請地を選定した理由欄と事業内容と転用計画面積の必要性という欄があります。ここには文言が、当畑地は平坦地で現在休耕地であり、周囲に民家が無く、平坦地であるから許可後に造成工事は実施しないで現状のまま太陽光パネルの設置とあります。現地視察の結果、皆さんはどう受け取られたかということです。隣の畑の〇〇さんにとっては、太陽光パネル設置計画用地はなだらかな丘状の地形の上段に位置しているので、雨水や集中豪雨など、下段の自分の畑に流れ込むことに懸念があるということをお話しておられます。そういうことで、ハンコはついておられません。

それから、実行組合の排水同意書、これはありますが先程もみていただいたように、畑のため水路の接続はありません。3番目、被害防除計画がこれでよいのかということです。計画書を見ると、なだらかな丘状を現状のまま利用するとしています。もう1点。雨水排水計画は、隣接農地側にU字溝を設置する。一旦、沈砂池、これは5メートル、5メートル、1メートルの25立米に集水した後、浸透処理としておりますが、土質を考慮してそれが妥当かどうか。4月5日の会議の時に田中推進委員さんが、岩盤をくり抜くようにボーリングをして、地下に浸透させるという案も出されましたが、今回の計画には、それは全く無視されて何のこともありません。

沈砂池は、蓋、三面張りコンクリ等はなし、まあ素掘りです。これでは、土砂の崩れですぐに埋まってしまう心配があります。早口でまとめたものを読みましたが、ご理解できない点がありましたら、再度お答しますので審議をお願いします。以上です。

議長（高西会長）

何か、先程の説明でご意見は。

補足しますと、田中推進委員さんが浸透の事を言われた時に、3面コンクリにして土質を調査して、必要なら岩盤を抜いて地下浸透をするとその時言っておられたんですが、実際出てきたものは素掘りということで、見られるとわかりますがすぐ埋まります。

地元委員としては、県の方に適切と言えないと思い、推進委員と話をして、「不適當」としたいと思います。大半は、先程の件で意見が出たと思っておりますが、若干、現場も違いますが、何かご意見ありましたら。

中本農業委員

事務局に聞いてみます。先程の決議で県に意見を付して上げますね。我々が、許可できないという結論を出したわけですが、農地をベー

スにした展開ですわね、5条は。これに対して、県はどんなものでしょうか。それが妥当ですという返答がもらえますでしょうか。

議長（高西会長）

それは出せんと思います。県の農業会議に聞いたら、農業会議の事務局長は、米子市が許認可をするわけではないから、きちんと意見を付して県に送れば、県が許可をするかどうかを決めると言いました。だから、意見をきちんと明記しておいてくださいと。

中本農業委員

ということは、実行組合長がいけんとされたなら、取り下げてもらおうということですね、事務局の段階で。

宅和事務局長

いえ。申請を受けて、審議にかけて意見を付けて県に送ることになります。取り下げに同意をされたら収まりますが、取り下げないということであれば、申請を受けなければなりません。受けなければ、農業委員会が訴えられることになります。

中本農業委員

申請の段階で同意書がないものでも受け付けると。

事務局（宅和事務局長）

はい、同意書は法的に必須の書類にはなっていません。

中本農業委員

水利権の同意だとか。

事務局（宅和事務局長）

はい。

中本農業委員

そのところをはっきり把握しておかないと。我々は、今までこういうものが必要といった認識で動いてきたのですが、実際は拘束力が無いということを再度、確認したかったところです。

議長（高西会長）

それは、こういうことです。農業委員会に申請をされたら、これは通らないと事務局が判断しても、受けなければいけません。こうこうこういう事でいけませんとしたら、県は許可しませんので。

それで、相手の事を考えて、これでは許可にならんと思って、こういう問題をきちんとしないといけんよということで、申請書を受け付けるのではなくて預かって、こういうことを直されんと多分許可にならんと思いますということを念のため言いました。けども、取れんで、先程事務局が言ったように、申請を出されてから40日以内には県に送らないといけないという規定があるので。そういったことで、同意書なんかはどうかこう言っていない。最終的には、農業会議の事務局長が言ったように県だと。米子市が許可権を持っているわけではない。きちんとこういう理由で適当、不適当ときちんと明記してということを行っているのです。

他にありませんか。

伊塚農業委員

今まで通してきたのは、実行組合の同意、隣接耕作者の同意、排水とかフェンスとか色んなものをクリアしてきて、初めて私どもが、いいですということで受けてきたわけです。米子市の農業委員会では、排水に至るまで責任を持てるということで物事をしてきたわけですから。

田中農業委員

あまり深く考えすぎない方がいいと思います。

議長（高西会長）

農業会議に相談したら、意見を付けて県に送ればいいということになりました。

田中農業委員

いずれにしても、実行組合長が最前線で情報を集めて、同意できないということであれば、それは僕らが知らないところの貴重な情報ですから尊重しないとダメだと思います。

議長（高西会長）

わかりました、他に。

田口推進委員

参考までに教えてください。申請された〇〇さんと〇〇さんは、どういった気持を持っておられるのでしょうか。切羽詰まったものがあるのかどうか。

議長（高西会長）

〇〇さんはよくわかりませんが、〇〇さんは推進委員が説明したように、昭和40年から〇〇さんに頼まれて管理してきた。管理料はもらっていません。奥に〇〇さんの山があって、竹が生えていて畑に入っていけないので、竹が生えんように管理してほしいと厳しく言われたようで、そんな具合で。〇〇さんは〇〇から近くですけど、本人は、全然〇〇さんのところに行かれんです。代理人は、事業者と地権者から頼まれているけども、代理人も〇〇さんのところに行っていないです。誰が行ったかという、施工業者が2度ほど行っています。もちろん〇〇さんのところには、〇〇の〇〇さんのところから電話の1本も無いという現状です。

田口推進委員

何で私がそういうことを言うかと言うと、地権者は困っておるわけですよ、後の始末で。税金や水利費は払わないといけんし、農業はもうできないし、太陽光でもしてもらおうと一番いいがという声があります。

議長（高西会長）

それも事実あります。

田口推進委員

それも含めて、この人たちがどんな気持ちなのか。農業委員として、いい方向になるような案を考えなければいけんなど。

議長（高西会長）

昨日も農業会議で、会長が言うには、わたしたちが忘れてはならないことは、農家の人の農地を守ることだということで、それを間違えたら困ると。メガソーラーの業者の言うことではなく、農地を守るということを前提に物事を考えてほしいと。その中でどんな具合がいいかということとは中々難しいですけど、農地もいい、太陽光をされる人もいい、周辺に住んでおられる人もいい、これが一番いいことだと思いますけども。よくわかりました、他に。

高西推進委員

地元委員として、長年管理してきた〇〇さんと話をし、事務所で関係者が集まって話をしたことを考えまして、結局、淀江町中間の件ですが、地形とか排水設備とか地元の人々の安心安全を考慮して、よりよい事業計画をまた出されることを期待し、地権者の〇〇さんと50年間面倒を見てきた〇〇さん、これが話し合いを通して和解される事を望む。以上の2点が改善されれば、反対する理由は無くなると思います。だから、その2点を改善して下さるようお願いして、今日の場合、ここの農業委員会ではノーを突き付けてもいいんじゃないか、ただし、そういう具合に改善されれば、問題ないということではどんなものでしょうか。

議長（高西会長）

今の意見の他に何かありませんか。なかったら、最初問題があったことを色々話されましたが、そういうことを聞き、今、地元委員の言ったことを言って改善してもらって、再度申請が出れば審議するというので、今現在では「不適切」ということで、県の方には意見したいと思いますがいかがですか。賛成の方挙手を願います。

はい、ありがとうございます。賛成多数でそのように県には送付したいと思います。

以上で今日の審議は終わります。事務局から何かあれば。

事務局（宅和事務局長）

特にありません。

伊塚農業委員

先月、五千石で中間管理機構と関係する農林課、農業委員会、土地改良区、担い手、法人など13団体が集まって、五千石で今やっている人とこれから五千石に入りたいという人を集めて、担い手の話やこれから五千石をどのようにしたいかという話を聞きました。これに対し、私どもは今の担い手さんにこんなことが困っていますよと。今の担い手さんが入ってから排水路が詰まって、掃除もされません、草刈りもされません。その辺を真面目にしてもらわないとどうにもなりませんと話しました。これから先、農業委員会もどういうふうに持ってくるか、皆生で集積をされてどういうふうな形になるのかなと思い、吉澤委員さんに話を聞くのですが、五千石なりに方向性を持って物事をせんと、今までみたいなわけにはならんぞ、ということの本気で言わないといけないという気持ちでおります。

議長（高西会長）

機構はどう言っていますか。

伊塚農業委員

機構は、あれは三者、米子市含めた農業委員、推進委員を巻いて、私もこれから先、五千石でどんな考えで、何ぼ拡げてやるのかと聞きましたが、今よりいい話しかしないですから、集積に向かったの取り組みというのが、これは大変だなと。

議長（高西会長）

そうですね。淀江で、昭和の初めに基盤整備したところで、淀江宇田川土地改良区の組合員ではないし、狭くて受け手があまりないし。そこを、基盤整備を農家の人の負担のないようにと思って、近い内に寄って、池口さんを中心に話を進めることにしています。みんなで色々知恵を出してしないとね。

田中農業委員

農業委員と言う立場を離れて言わせてもらおうと、今、富益でモザイク状に受け手としてやっているのですが、当然、溝掃除とか色んな話があります。将来的に行き詰まるというのは実感としてあります。足立委員には、1、2区画だけでも水路のところを集約するような形で動いてくださいとお願いしています。富ますシルクファームが借りたほ場の中の水路については、責任を持って管理させてもらうが、ボランティアでも出来んし、その辺の費用負担を行政の方に働きかけて、いくらか貰えるような方向での話が現在進行形であります。

伊塚農業委員

五千石の会議が終わった後で見に行ったのです。水路を2か所決めてね、500メートル位の。きれいにしたのです。井手浚いですが、もの凄いさんだがないですよ。去年と今年はこれほどしてやったんだというのを見せました。皆でやって、きれいになりました。私はすることはしたと思っていますが、その中では担い手さん一つも出て来られなかった。

議長（高西会長）

会議が長くなりますが、来年、農振の見直しがあります。5年に1回見直しをしますが、今までは本当に見直してはないです。大規模農家が見直しはせんし、農振に入ったところを頼まれるけどえらいと。ですから、思い切って見直ししてもらわないといけんと。それで、市長に現場を見てもらわんといけん。担当者に言ったっていけん。それで、機構の上場理事長にこういう何があるがと言うと、それはいいことなので、段取りするからメンバーを考えると。経済部長の大塚君とそういう事なので、市長に午後の中頃から後予定を入れずにずっとしてもらってほしいと。いつ頃がいいか聞いたら、6月が選挙で市長の時間がとり易いけん、その時に段取りするからと。その代わり、農業

委員会で文書の発送をしてほしいと。メンバーは、機構の理事長が。その時にはシルクファームさんにも出てもらってですね。この前21日に市長に出会いまして、そういう予定でいますので、意見交換をして後、自腹で懇親会をもって、腹を割って色々話をして、行政も優良農地については、交付金を出して、とにかく農家の負担のないように。米子市はもちろんだけども、県や国にも出させるようにということを話しましたが。きちんとしたことは、経済部長の方から連絡があって、案内は事務局から出しますが、6月はそんな予定を組んでいます。

淀江も機構と話しているのは、集積して基盤整備するのではなく、誰が借りてくれるかと。借り手を最初に決めてからかかるということです。作っても誰も借りなかったでは無駄な投資になります。皆さんも相談を受けたり、計画があったりされたら、わしで出来ることはしっかりお世話させていただきますのでよろしくお願いします。

他になかったらこれで終わりにします。ご苦労さんでした。

閉　　会　　午後4時25分